

厚生労働省省内事業仕分け（独立行政法人福祉医療機構）
仕分け人（9名）の評決結果

1-① 事務・事業（福祉貸付、医療貸付、福祉医療経営支援事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	2人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	1人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
5人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 4人	—	

<具体的な意見>

【④事業効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 貸付事業のノウハウ等も含めて日本政策金融公庫等に移管することは不可能ではない。特に、福祉貸付については、供給主体の多様化が図られる中で、社会福祉法人のみに有利な貸付制度を設けることの是非を議論する必要がある。新たな枠組みに作り直しても良いのではないか。
- ・ 経営支援事業も約70%というセミナーの満足度など、積極的に存続させる意義が感じられなかった。そもそも外部から講師を招いてのセミナーなど、民間でどこでもやっており、あえて行わねばならない必然性はないのではないか。
- ・ 貸付事業（福祉貸付・医療貸付）は、日本政策金融公庫に移管すべき。

【⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡】

- ・ 福祉医療機構が貸付・経営支援事業を行うことが本当に効率的なのか不明であった。事業は日本政策金融公庫、民間等でも可能ではないのか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 財務内容が判断できる資料を公表せず（少なくともこの場で、あるいは国民に対して）、改革案を提示されても、果たして適正か否か、あるいは必要、充分かについて判断できない。但し、大阪支店廃止は当然であり、貸付事業についても日本政策金融公庫への移管が積極的に検討されるべきものと思われる。
- ・ 介護・医療は保険制度で行われており、他の事業とは性格が異なり収益事業ではないため、独自の機構としての存続が望ましい。

【改革案が妥当】

- ・ 福祉貸付事業の改革については、社会福祉法人改革（お金がかからない法人設立）と抱き合わせで検討すべき。できるならば、草の根な団体など、資金力がない団体の法人化をバックアップする役割を担ってほしい。
- ・ 更に専門性、商品価値、機動性を高めてほしい。社会医療法人制度の推進が望ましい。また、有事の時の対応の強化を図ってほしい。

1-② 事務・事業（年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業）

改革案では不十分	4人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	1人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
7人	2人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 2人	—	

<具体的な意見>

【①事業そのものを廃止】

- ・ 社会福祉協議会で生活福祉資金貸付制度を運用しているので、福祉医療機構が年金担保貸付を行う必要はない。この貸付制度については弊害が指摘されているところでもあるので、福祉を目的とする機構がこのような事業を継続することは好ましくなく、廃止すべきである。
- ・ 提出された改革案は妥当と考えられるが、そもそも制度論として年金担保貸付事業の妥当性につき十分検証すべき。その結果によっては、事業の廃止もあり得る。
- ・ 年金担保融資について、現状の問題点が指摘されているが、どのような改革が検討されているかが提示されていない。そうであれば、制度自体が廃止されるべきものと思われるが、現在利用している人々、将来同じ制度を必要とする人々のことを考慮し、これに替わる制度が検討されるべき。
- ・ 年金担保貸付事業は問題が多いので、制度そのものを廃止するのが妥当

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）】

- ・ 生活保護受給に対する対策を、さらに見直す必要がある。
- ・ 制度そのものの見直しが必要なのではないか。

1-③ 事務・事業（福祉保健医療情報サービス(WAMNET)事業）

改革案では不十分	0人	①事業そのものを廃止
	2人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	1人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	5人	2人
改革案が妥当 4人	—	

<具体的な意見>

【②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施】

- ・ 国へ移管した方が、より良い情報を整備できるのではないか。
- ・ WAMNET 事業は、厚生労働省へ移管して実施するのが妥当

【④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施】

- ・ 利用頻度が高いことから、民間への譲渡又は委託によって、むしろ質の高いものになると考えられる。認可制でよいのではないか。

【⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要(実施方法の見直し・補助金の削減など)】

- ・ 来年は、厚生労働省が福祉サービス情報を一元的に管理すべき。その情報をHPに入力、保守・管理するのが福祉医療機構の仕事ではないか。

【改革案が妥当】

- ・ 内容を一層充実してほしい。
- ・ C案を支持します。WAMNET 事業は有益。法定受託事務ではなく、自治事務である領域に日々更新される介護事業者情報などを国が直接管理、提供するのはそぐわない。本来、自治体がそれらを担うべき部分が多い。ただし、情報は一元的にではなく、多元的に提供されるのが望ましく、全国ネットで公法人が行うことがあっても良い。

1-④事務・事業（退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業）

改革案では不十分 0人	0人	①事業そのものを廃止
	0人	②事業の効率性を高めた上で、国へ事業を移管し実施
	0人	③事業の効率性を高めた上で、自治体へ事業を移管し実施
	0人	④事業の効率性を高めた上で、民間へ譲渡又は委託し実施
	0人	⑤事業を分解し、国、自治体、民間へ譲渡
	0人	⑥法人で事業継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し・補助金の削減など）
改革案が妥当 9人	—	

<具体的な意見>

【改革案が妥当】

- ・ 退職手当共済事業の財源見通しは十分検証し、公表してもらいたい。
- ・ 現状では不可欠であり、むしろ変更することにより混乱が生じるリスクがある。

2 組織・運営体制

改革案では不十分 6人	0人	①廃止
	1人	②他独法との統合・移管
	5人	③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)
改革案が妥当 3人	—	

<具体的な意見>

【②他独法との統合・移管】

- ・ 福祉貸付、医療貸付は、民間、日本政策金融公庫へ移管し、WAMNET は国へ移管すべき。

【③更なる見直しが必要(人員・管理費・余剰資産、組織など)】

- ・ 管理部門が大きいように思われるので、さらに整理をすべき。
- ・ 事業の移管・廃止の如何による。
- ・ 財務内容の検討、役員構成(経歴・役割・報酬)の検証を前提としてはじめて具体的な見直しについて意見が言えるが、その前提を欠いた状況の下では、大阪支店の廃止、貸付事業に係る日本政策金融公庫への移管の積極的な検討等といった指摘にとどまらざるをえない。
- ・ WAMNET の民間譲渡又は委託が望ましい。【再掲】
- ・ 独自の役割があり組織が大きいだけに、他との統合・移管は望ましくない。
- ・ 更なる人員の削減をして、給料を大幅に下げるべき。

【改革案が妥当】

- ・ 日常の業務で入手できる情報の積極的後利用を進めてほしい。医療福祉機関の管理者の育成も担えないか。